第三十三条の四の次に次の一条を加える。

（法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者等）

第三十三条の五　法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に雇用されているものとする。

2　法第四十条の六第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

第三十六条第六号中「号番号」を「条番号及び号番号」に改める。

第三十九条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十一条第一項の表第十二条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同条第二項の表第十二条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同表第十四条第三項の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同条第三項の表第六条第二項の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十三条第一項の表第二十三条第一項の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同表第四十四条第一項、第四十八条、第七十九条、第八十三条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第二項及び第三項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十五条第一項の表第十八条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「同法第二十六条第一項第二号」を「同法第二十三条の二」に改め、同条第三項中「第六条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第四十六条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第五十五条本文中「所在地」の下に「並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を加え、同条第三号中「並びに同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「勧告」の下に「並びに同条第三項の規定による指示」を加える。

様式第1号（第1面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「第5号まで」を「第9号まで、第11号及び第12号」に、「第4号」を「第8号」に改め、同様式（第三面）記載要領8中「場所」の下に「並びに当該派遣元責任者講習における派遣元責任者の受講番号」を加え、同10中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第３号（第１面）　（日本工業規格Ａ列４）

一般労働者派遣事業
特定労働者派遣事業　**計画書**

| | | |